

平成 2 8 年度

第 4 回 赤穂市 都市計画審議会

1. 日 時 平成 2 9 年 1 月 2 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から

2. 場 所 市役所 6 階 第 2 委員会室

赤穂市 建設経済部

第1号議案

赤穂市都市計画審議会

会長 萬代新一郎 様

西播都市計画道路の変更（綱崎線の変更）について（赤穂市決定）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

平成29年1月24日

赤穂市長 明石元秀

西播都市計画道路の変更（網崎線の変更）に係る図書の縦覧結果について（報告）

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 都市計画の種類及び名称 | 西播都市計画道路の変更
(3.5.551号網崎線の変更) |
| 2. 告示番号 | 赤穂市告示第68号 |
| 3. 告示日 | 平成28年11月28日 |
| 4. 縦覧期間 | 平成28年12月6日から
平成28年12月20日まで |
| 5. 縦覧者 | なし |
| 6. 意見書の有無 | なし |

計 画 書

西播都市計画道路の変更（赤穂市決定）

都市計画道路中 3.5.551 号綱崎線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹 線 街 路	3.5.551	綱崎線	赤穂市 鷗和字 野々内	赤穂市 鷗和字 藤原新 田	赤穂市 鷗和	約 1,440m	地表式	2車線	14m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

綱崎線は、将来予想される人口や産業を適当に配置する土地利用計画及び広域化、大量化する基幹交通路線と既設道路を有機的に連絡するため、昭和 50 年に都市計画決定された路線である。

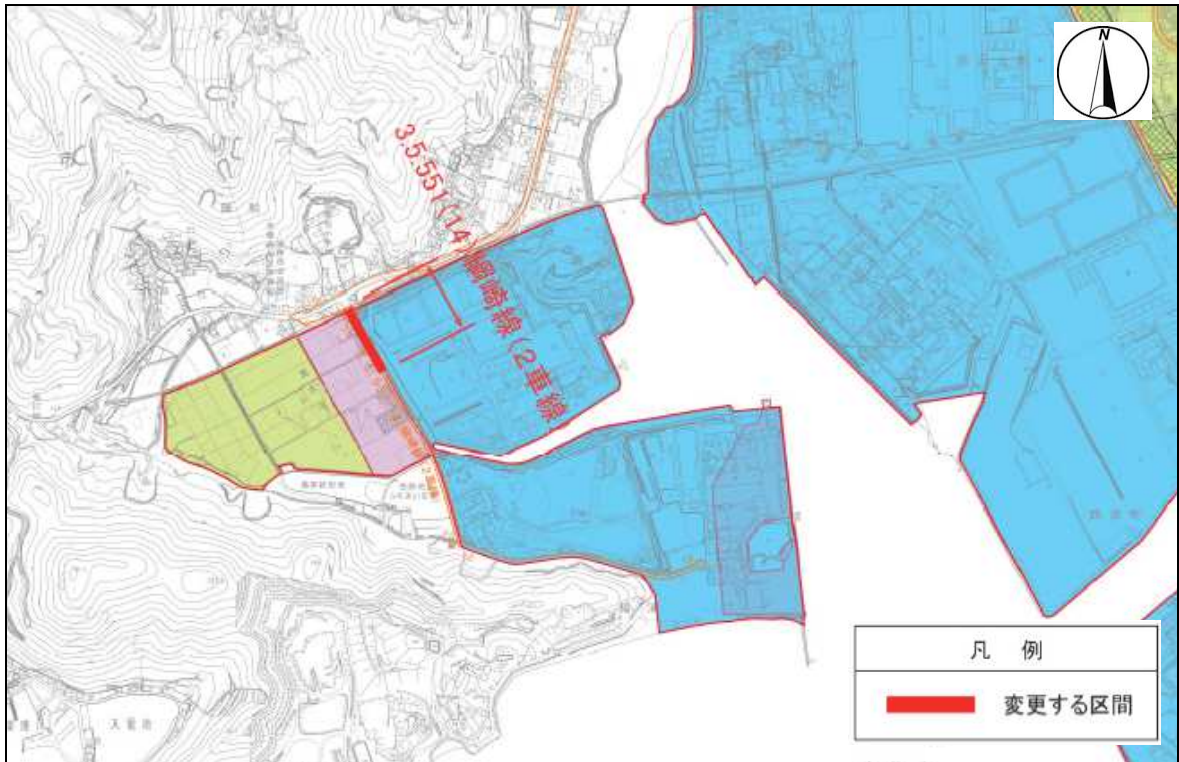
しかし、周辺の土地利用状況などから、J R 赤穂線との立体交差区間について、都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、これに伴い、計画されていた副道を削除し、一部区域の変更を行う。

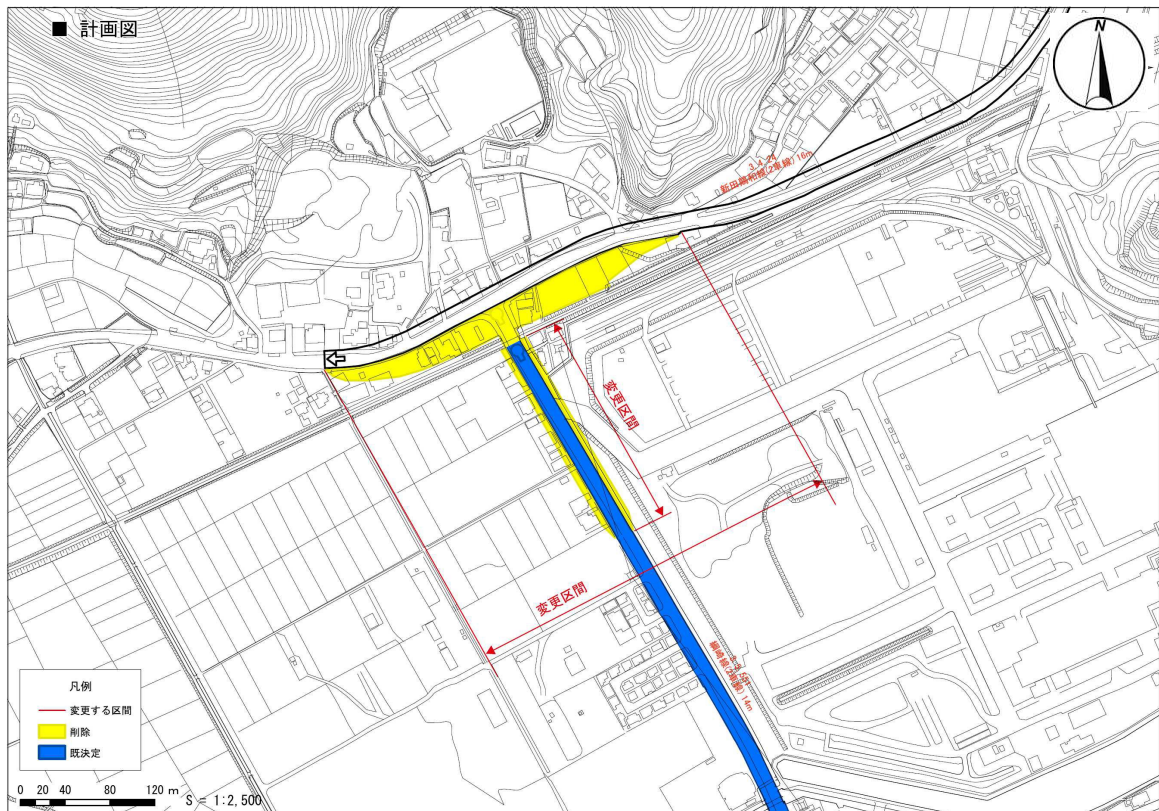
変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.551	綱崎線	赤穂市 鷗和字 野々内	赤穂市 鷗和字 藤原新 田	赤穂市 鷗和	約 1,470m	地表式	2車線	14m	<ul style="list-style-type: none"> ・起点を南東方向に変更し、延長を約30m削減する。 ・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.5.551	綱崎線	赤穂市 鷗和字 野々内	赤穂市 鷗和字 藤原新 田	赤穂市 鷗和	約 1,440m	地表式	2車線	14m	

総括図



計画図



第2号議案

赤穂市都市計画審議会

会長 萬代新一郎 様

西播都市計画道路の変更（新田鷗和線の変更）について（兵庫県決定）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、兵庫県知事から意見照会があったので、回答するに先立ち別紙のとおり審議会に付議します。

平成29年1月24日

赤穂市長 明石元秀

西播都市計画道路の変更（新田鷗和線の変更）に係る図書の縦覧結果について（報告）

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 都市計画の種類及び名称 | 西播都市計画道路の変更
(3.4.24号新田鷗和線の変更) |
| 2. 告示番号 | 兵庫県告示第1034号 |
| 3. 告示日 | 平成28年12月6日 |
| 4. 縦覧期間 | 平成28年12月6日から
平成28年12月20日まで |
| 5. 縦覧者 | なし |
| 6. 意見書の有無 | なし |

計 画 書

西播都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 3. 4. 24 号新田鷗和線を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

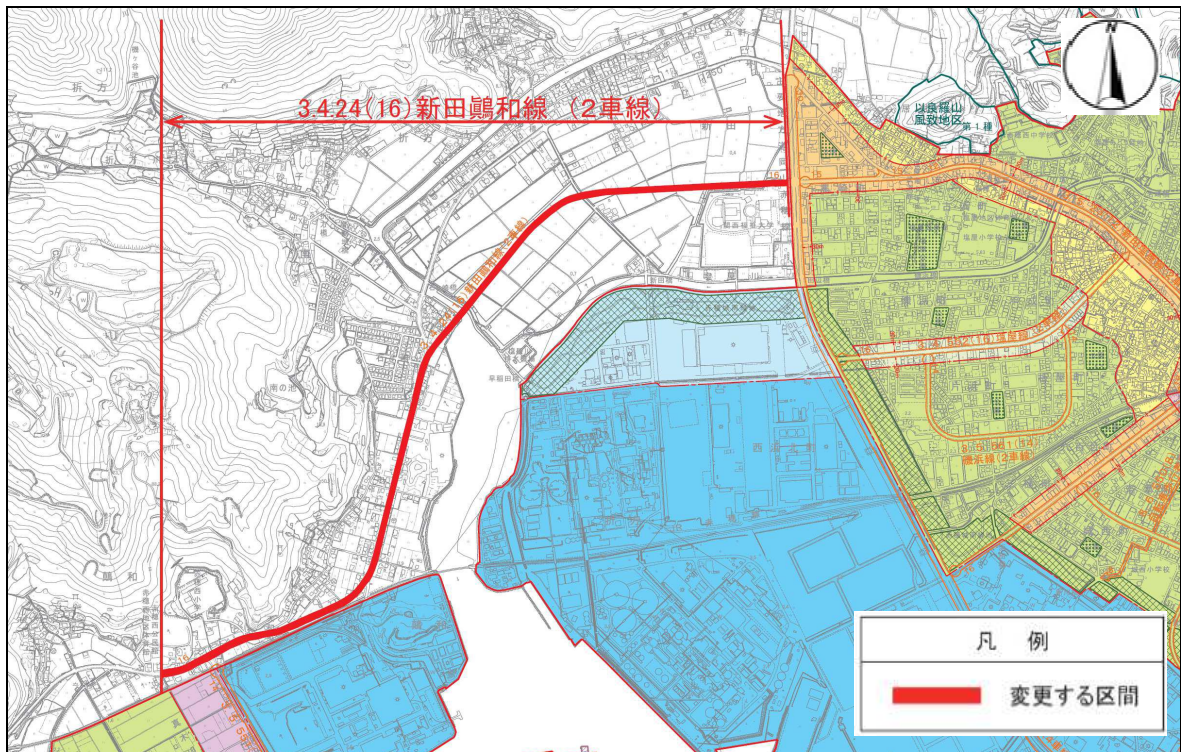
新田鷓和線は、中心市街地の交通渋滞へ対処するとともに、将来予想される人口や産業を適当に配置する土地利用計画及び広域化、大量化する基幹交通路線と既設道路を有機的に連絡するため、昭和50年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

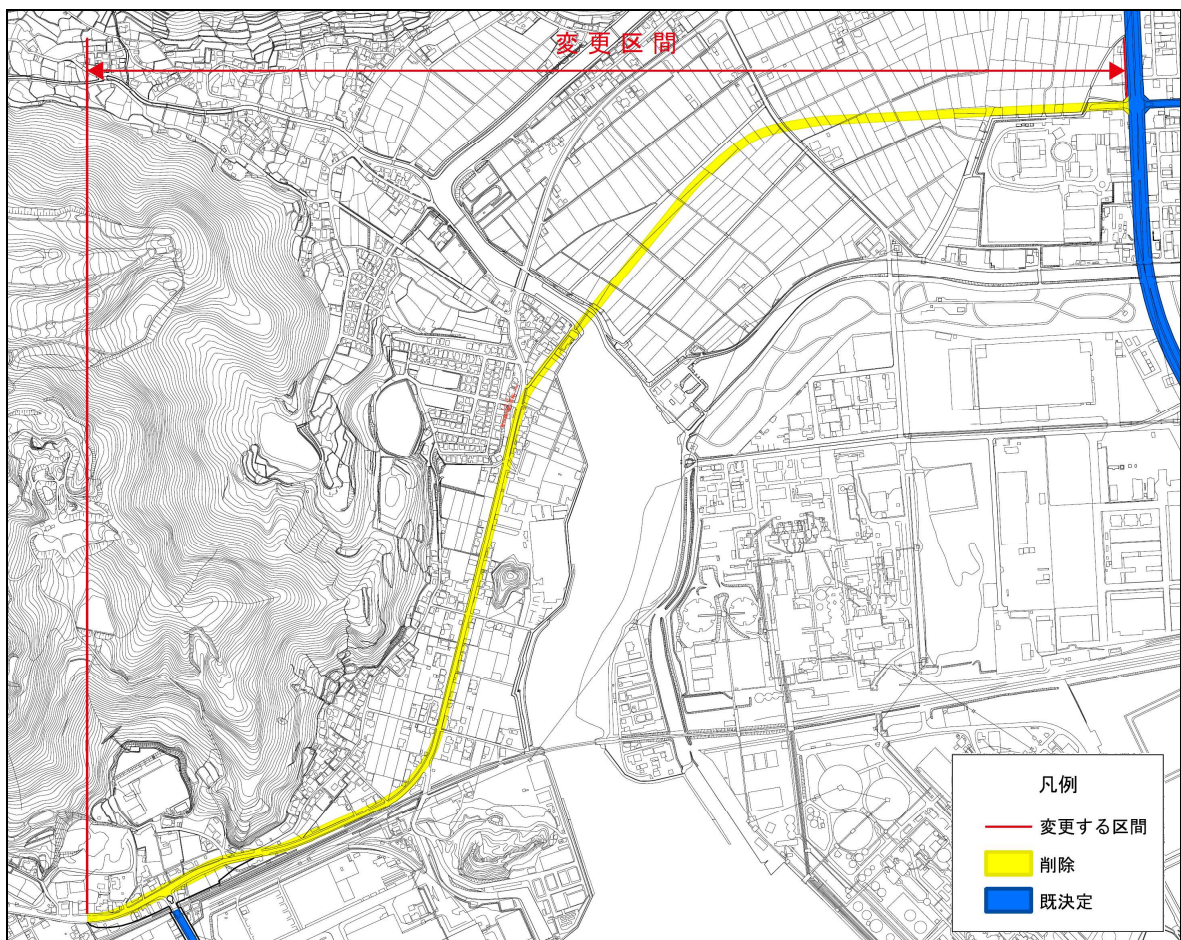
変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.4.24	新田 鷗和線	赤穂市 新田字 釜家後	赤穂市 鷗和字 野々内	赤穂市 新田、 折方、 鷗和	約 2,800m	地表式	2車線	16m	・廃止
変更後											

総括図



計画図



第3号議案

赤穂市都市計画審議会

会長 萬代新一郎 様

西播都市計画赤穂港臨港地区の変更について（赤穂市決定）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

平成29年1月24日

赤穂市長 明石元秀

西播都市計画赤穂港臨港地区の変更に係る図書の縦覧結果について（報告）

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 都市計画の種類及び名称 | 西播都市計画臨港地区の変更
(赤穂港臨港地区の変更) |
| 2. 告示番号 | 赤穂市告示第67号 |
| 3. 告示日 | 平成28年11月28日 |
| 4. 縦覧期間 | 平成28年12月6日から
平成28年12月20日まで |
| 5. 縦覧者 | なし |
| 6. 意見書の有無 | なし |

計 画 書

西播都市計画臨港地区の変更（赤穂市決定）

都市計画赤穂港臨港地区を次のように変更する。

名称	面積
赤穂港臨港地区	約 3.3ha
千鳥地区	約 2.8ha
鷗和地区	約 0.5ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

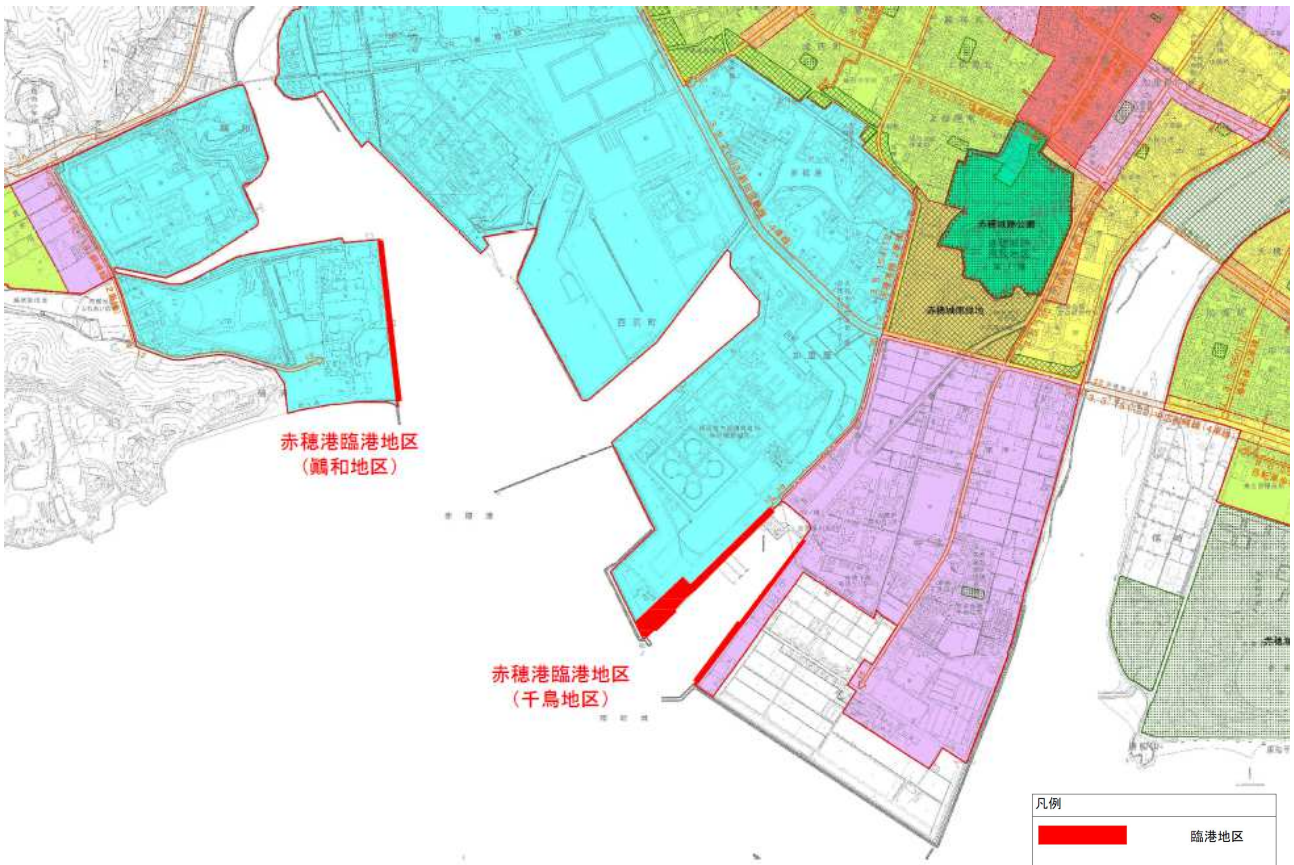
臨港地区は、計画的な港湾施設の整備・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導により、港湾における諸活動の円滑化・港湾機能の確保を図ることを目的に定めるものであり、昭和39年以降順次、臨港地区の指定を行ってきた。

このたび、整備が完了した港湾について適正な管理運営を行うため、赤穂港の臨港地区の見直しを行うものである。

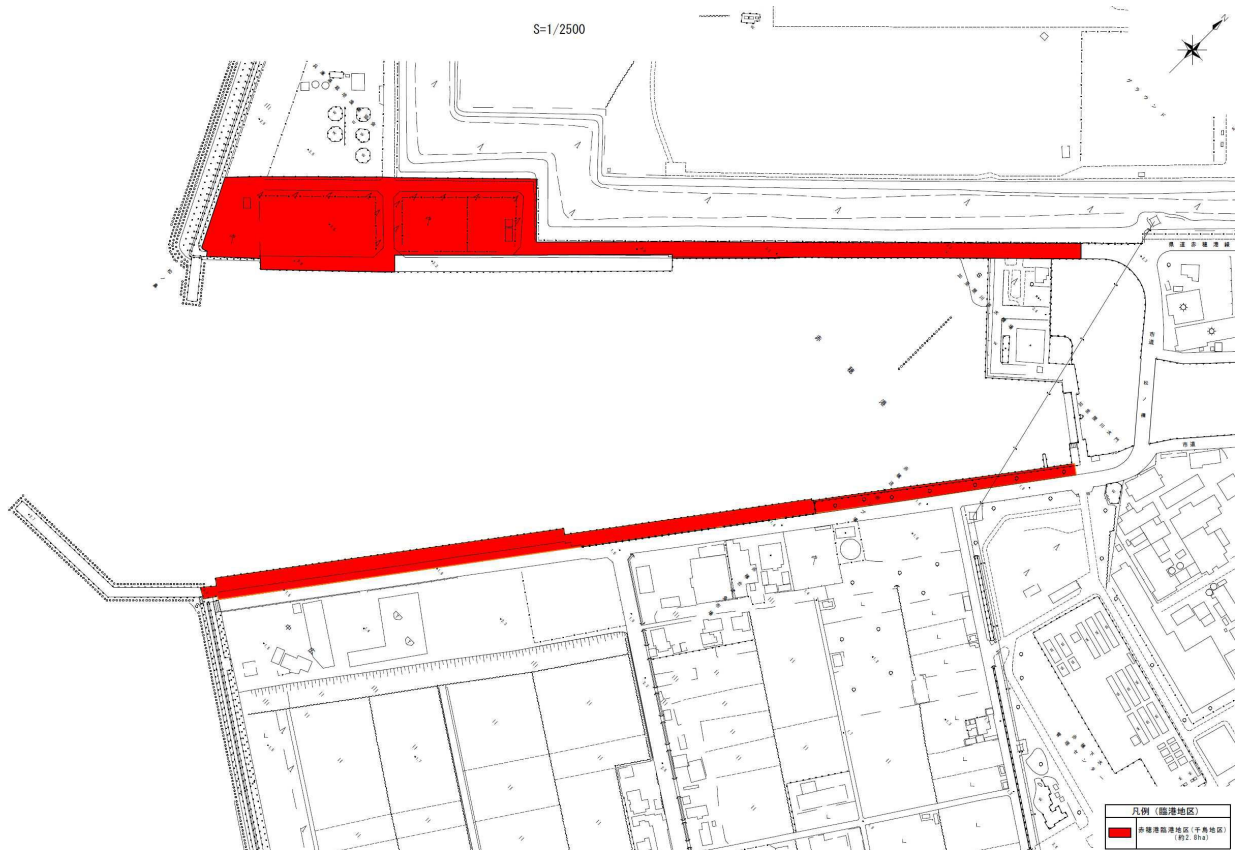
変 更 前 後 対 照 表

地区名	面積		備考 (分区条例による分区など)
	変更前	変更後	
赤穂港臨港地区	約 19.5ha	約 3.3ha	
千鳥地区	約 9.6ha	約 2.8ha	分区面積 ・商港区 約 2.8ha
鷗和地区	約 8.7ha	約 0.5ha	分区面積 ・商港区 約 0.5ha
御崎地区	約 1.2ha	全解除	

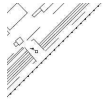
総括図



計画図 (千鳥地区)



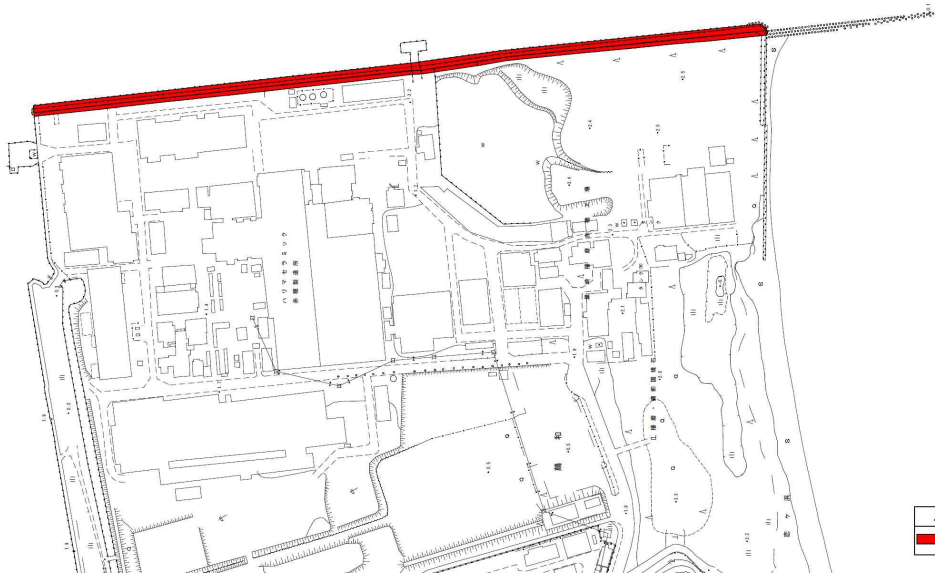
計画図（鷗和地区）



S=1/2500



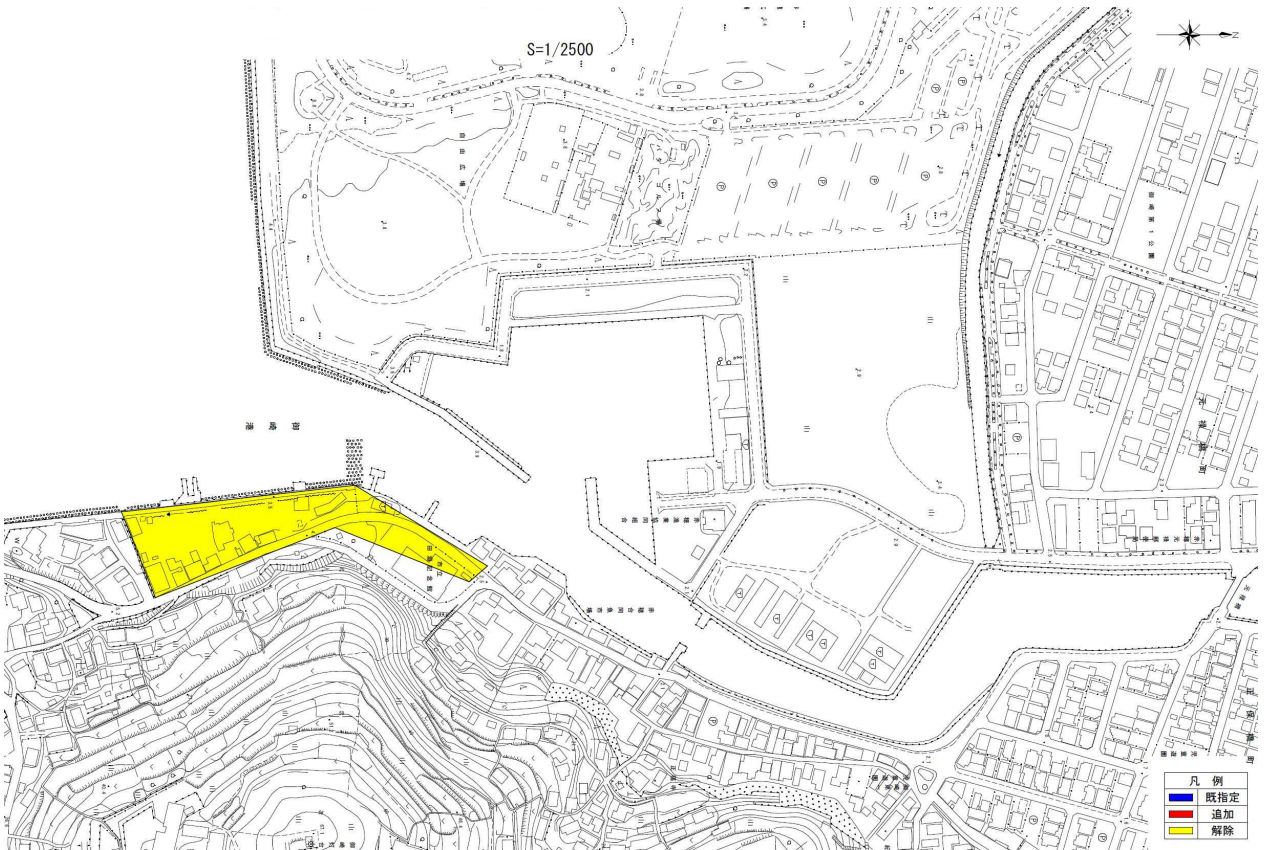
概 要 図



凡例（臨港地区）	
■	赤穂港臨港地区（鷗和地区） （約 5ha）

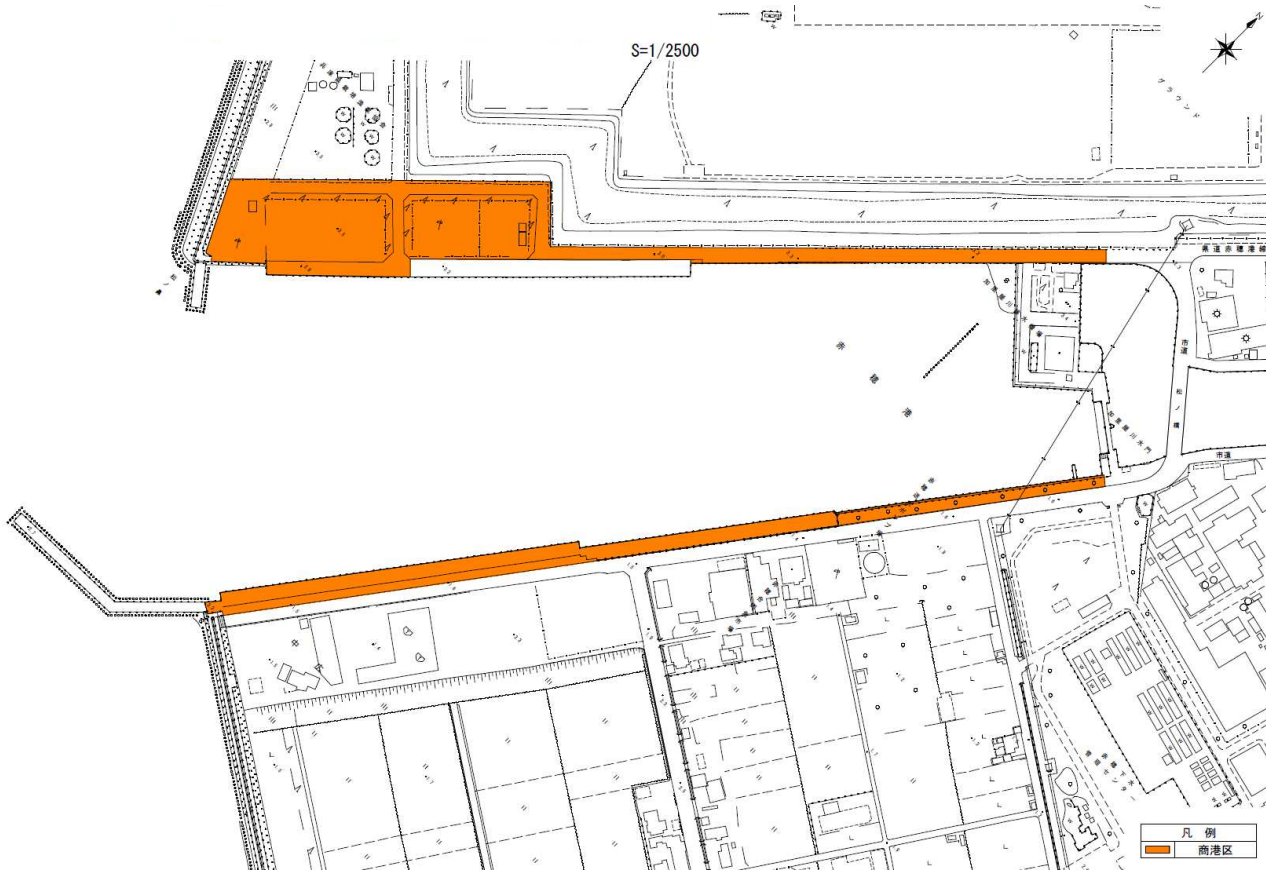
計画図（御崎地区）

S=1/2500



凡例	
■	既指定
■	追加
■	解除

分区指定图（千鳥地区）



分区指定图（鷗和地区）

